

下呂市指定避難所 鍵解錠における手引き

下呂市
市長公室 危機管理課

1. はじめに

原則、指定避難所については市職員（指定避難所開設担当職員又は振興事務所職員）もしくは施設管理者（学校関係者等）が開設します。ただし、大規模で突発的な災害時には、市職員及び施設管理者も同様に被災者となり、両者による指定避難所開設が間に合わない状況が予想されます。そのため、地域との協働による避難所開設運営を進めることとしました。

その一環として、指定避難所に指定されている施設の鍵を自治会でも保管していただき、市と地域で開設錠手段の多重化を図ることで、市職員が速やかに参集できない場合でも地域の解錠による迅速な避難所開設体制を確保したいと考えます。

地域との連携による防災対策が推進されるよう、ご協力をお願いします。

2. 解錠の基準について

地域（自治会）で開設する場合の解錠の基準については別紙「地域による指定避難所解錠基準」をご確認ください。

3. 解錠の流れについて

「平常時は鍵を適正に保管すること」と、「いざ言うときは自分の安全を第一に考えて絶対に無理をしないこと」を特に注意してください。

①平常時は、貸与された解錠用の鍵を適正に管理・保管

災害発生！

②まずは自分の身を守る！その後、テレビやラジオ、携帯電話等で災害情報を確認

指定避難所解錠基準に該当する場合

③地域住民の避難行動にあわせて、安全確認をしながら解錠用の鍵を持って指定避難所へ（自分が犠牲になるような行動はしない！）

④地震の場合は建物が損壊している恐れがあるため、複数の方で建物外部を確認してください（別紙チェックリスト等を参照）

⑤解錠用の鍵で入口を解錠（地震の場合は複数の方で屋内の安全を確認してから避難者を屋内に誘導してください）

危険があると認められる場合は、避難所として使用できませんので、避難者を建物内に入れずに市に連絡をお願いします

⑥避難者を誘導（屋内）した後に市に電話連絡し、解錠したことや避難者の状況を報告してください

4. 鍵管理・保管における注意事項

貸与する鍵についての管理・保管方法は以下のとおりとしますのでお願いします。

- ・ 地域住民による施設の解錠は、原則、大規模で突発的な災害時により市職員及び施設管理者両者による指定避難所開設が間に合わない事態のみ行うものとします。
- ・ 貸与する鍵については複製をしないでください。
- ・ 貸与する鍵は管理者の元で適正に保管してください。
- ・ 貸与する鍵は災害対策専用ですので、貸し出しはしないでください。
- ・ 鍵の保管場所について毎年5月10日までに別紙様式1「避難所の鍵保管場所届出書」により届け出てください。
- ・ 鍵保管場所について、年度内に変更があった場合は別紙様式2「避難所の鍵保管場所変更届出書」により届け出てください。
- ・ 貸与する鍵は、指定避難所及び防災倉庫等必要な施設解錠（その他配電盤など）に限定し貸与するものです。その他の避難所運営に直接必要のない場所への立ち入りは原則禁止とします。（やむを得ず立ち入る必要を想定する場合は、施設管理者とあらかじめ協議をしておいてください。）
- ・ 万が一、貸与された鍵を紛失した場合は危機管理課まで至急連絡をください。